

調剤報酬点数表（令和7年10月1日施行）

第1節 調剤技術料

項目	主な要件、算定上限	点数
調剤基本料	処方箋受付1回につき	異なる保険医療機関の複数処方箋の同時受付、1枚目以外は▲20%で算定
調剤基本料1		45点
分割調剤（長期保存の困難性等）	1分割調剤につき（1処方箋の2回目以降）	5点
〃（後発医薬品の試用）	1分割調剤につき（1処方箋の2回目のみ）	5点
地域支援体制加算1	調剤基本料1の保険薬局、基本体制＋必須1＋選択2以上	32点
連携強化加算	災害・新興感染症発生時等の対応体制	5点
後発医薬品調剤体制加算3	後発医薬品の調剤数量が90%以上	30点
医療DX推進体制整備加算1	電子処方箋、電子薬歴、マイナ保険証 60%以上、マイナビ相談ほか、月1回まで	10点
医療DX推進体制整備加算2	電子処方箋、電子薬歴、マイナ保険証 40%以上、マイナビ相談ほか、月1回まで	8点
医療DX推進体制整備加算3	電子処方箋、電子薬歴、マイナ保険証 25%以上 ほか、月1回まで	6点
薬剤調製料	1剤につき、3剤分まで	24点
内服薬		
屯服薬		21点
浸煎薬	1調剤につき、3調剤分まで	190点
		7日分以下 190点
		8～27日分 190点
		28日分以上 400点
湯薬	1調剤につき、3調剤分まで	
注射薬		26点
外用薬	1調剤につき、3調剤分まで	10点
内服用滴剤	1調剤につき	10点
麻薬等加算（麻薬、向精神薬、覚醒剤原料、毒薬）	1調剤につき	麻薬 70点、麻薬以外 8点
自家製剤加算（内服薬）	1調剤につき	
錠剤、丸剤、カ [°] セル剤、散剤、顆粒剤、I ⁺ 剤	錠剤を分割した場合は20/100に相当する点数を算定	7日分につき 20点
液剤		45点
自家製剤加算（屯服薬）	1調剤につき	
錠剤、丸剤、カ [°] セル剤、散剤、顆粒剤、I ⁺ 剤		90点
液剤		45点
自家製剤加算（外用薬）	1調剤につき	
錠剤、I ⁺ 剤、軟・硬膏剤、I ⁺ 剤、リコメト剤、坐剤		90点
点眼剤、点鼻・点耳剤、浣腸剤		75点
液剤		45点
計量混合調剤加算	1調剤につき ※内服薬・屯服薬・外用薬	
液剤		35点
散剤、顆粒剤		45点
軟・硬膏剤		80点
時間外等加算（時間外、休日、深夜）	基礎額＝調剤基本料（加算含）＋薬剤調製料＋無菌製剤処理加算＋調剤管理料	基礎額の100%（時間外） 140%（休日） 200%（深夜）
夜間・休日等加算	処方箋受付1回につき	40点

第2節 薬学管理料

項目	主な要件、算定上限	点数
調剤管理料	処方箋受付1回につき、薬剤服用歴の記録・管理	
① 内服薬あり	内服薬 1剤につき、3剤分まで	7日分以下 4点、8～14日分 28点 15～28日分 50点、29日分以上 60点
② ①以外		4点
重複投薬・相互作用等防止加算	処方変更あり	残薬調整以外 40点、残薬調整 20点
調剤管理加算	複数医療機関から合計6種類以上の内服薬が処方されている患者	初来局時 3点 2回目以降（処方変更・追加） 3点
医療情報取得加算	オンライン資格確認体制、1年に1回まで	1点
服薬管理指導料	処方箋受付1回につき、薬剤情報提供・服薬指導	再調剤 45点、それ以外 59点
① 通常（②・③以外）	3カ月以内の再調剤（手帳による情報提供あり）または それ以外	
② 介護老人福祉施設等入所者	ショートステイ等の利用者も対象、オンラインによる場合含む。月4回まで	45点
③ 情報通信機器を使用（オンライン）	3カ月以内の再調剤（手帳による情報提供あり）または それ以外	再調剤 45点、それ以外 59点
麻薬管理指導加算		22点
特定薬剤管理指導加算1	厚生労働大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品	新たに処方 10点、指導の必要 5点
特定薬剤管理指導加算3	イ) 医薬品リスク管理計画に基づく指導、対象医薬品の最初の処方時1回まで ロ) 選定療養（長期収載品の選択）等の説明、対象薬の最初の処方時1回	5点 10点
乳幼児服薬指導加算	6歳未満の乳幼児	12点
小児特定加算	医療的ケア児（18歳未満）	350点
吸入薬指導加算	喘息または慢性閉塞性肺疾患の患者、3月に1回まで	30点
服薬管理指導料（特例）	3カ月以内の再調剤のうち手帳の活用実績が50%以下、加算は算定不可 処方箋受付1回につき、かかりつけ薬剤師との連携対応、かかりつけ薬剤師指導	13点 59点
かかりつけ薬剤師指導料	処方箋受付1回につき、服薬情報等提供料の併算不可	76点
麻薬管理指導加算		22点
特定薬剤管理指導加算1	厚生労働大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品	新たに処方 10点、指導の必要 5点
特定薬剤管理指導加算3	イ) 医薬品リスク管理計画に基づく指導、対象医薬品の最初の処方時1回まで ロ) 選定療養（長期収載品の選択）等の説明、対象薬の最初の処方時1回	5点 10点
乳幼児服薬指導加算	6歳未満の乳幼児	12点
小児特定加算	医療的ケア児（18歳未満）	350点
吸入薬指導加算	喘息または慢性閉塞性肺疾患の患者、3月に1回まで	30点
かかりつけ薬剤師包括管理料	処方箋受付1回につき	291点

外来服薬支援料 1	月1回まで	185点
外来服薬支援料 2	一包化支援、内服薬のみ	34点/7日分、43日分以上 240点
施設連携加算	入所中の患者を訪問、施設職員と協働した服薬管理・支援、月1回まで	50点
服用薬剤調整支援料 1	内服薬6種類以上→2種類以上減少、月1回まで	125点
服用薬剤調整支援料 2	内服薬6種類以上→処方医への重複投薬等の解消提案、3月に1回まで 重複投薬等の解消の実績ありまたはそれ以外	実績あり 110点、それ以外 90点
調剤後薬剤管理指導料	地域支援体制加算の届出を行っている保険薬局、月1回まで 1) 糖尿病患者、糖尿病用剤の新たな処方または投薬内容の変更 2) 慢性心不全患者、心疾患による入院経験あり	60点 60点
服薬情報等提供料 1	保険医療機関からの求め、文書による情報提供、月1回まで	30点
服薬情報等提供料 2	薬剤師が必要ありと判断、文書による情報提供、月1回まで イ) 保険医療機関、ロ) リアル処方箋の調剤後、ハ) 介護支援専門員	20点
服薬情報等提供料 3	保険医療機関からの求め、入院予定患者、3月に1回まで	50点
在宅患者訪問薬剤管理指導料	在宅療養患者、医師の指示、薬学的管理指導計画	
① 単一建物患者 1人	合わせて月4回まで（末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者、中心静脈栄養法の患者は週2回&月8回まで）	650点
② 単一建物患者 2~9人		320点
③ 単一建物患者 10人以上		290点
④ 在宅患者オンライン薬剤管理指導料	保険薬剤師1人につき週40回まで（①~④合わせて）	59点
麻薬管理指導加算	オンラインの場合は処方箋受付1回につき	100点（オンライン 22点）
乳幼児加算	6歳未満の乳幼児、オンラインの場合は処方箋受付1回につき	100点（オンライン 12点）
小児特定加算	医療的ケア児（18歳未満）、オンラインの場合は処方箋受付1回につき	450点（オンライン 350点）
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	在宅療養患者、医師の指示、状態の急変等に伴う対応 ※新興感染症対応	
① 計画的な訪問薬剤指導に係る疾患の急変	合わせて月4回まで（末期の悪性腫瘍の患者・注射による麻薬投与が必要な患者は、①②を合わせ原則として月8回まで）	500点
② ①・③以外	主治医と連携する他の保険医の指示でも可	200点
③ 在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料		59点
麻薬管理指導加算	オンラインの場合は処方箋受付1回につき	100点（オンライン 22点）
乳幼児加算	6歳未満の乳幼児、オンラインの場合は処方箋受付1回につき	100点（オンライン 12点）
小児特定加算	医療的ケア児（18歳未満）、オンラインの場合は処方箋受付1回につき	450点（オンライン 350点）
在宅中心静脈栄養法加算	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150点
夜間・休日・深夜訪問加算	末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者	夜間400点、休日600点、深夜1,000点
在宅患者緊急時等共同指導料	在宅療養患者、主治医と連携する他の保険医の指示でも可、月2回まで	700点
麻薬管理指導加算		100点
乳幼児加算	6歳未満の乳幼児	100点
小児特定加算	医療的ケア児（18歳未満）	450点
在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料	在宅患者訪問薬剤管理指導料または居宅療養管理指導費の算定患者 1) 疑義照会に伴う処方変更、2) 処方箋交付前の処方提案に伴う処方箋	残薬調整以外 40点 残薬調整 20点
経管投薬支援料	初回のみ	100点
在宅移行初期管理料	在宅療養開始前の管理・指導、在宅患者訪問薬剤管理指導料等の初回に算定	230点
退院時共同指導料	入院中1回（末期の悪性腫瘍の患者等は入院中2回）まで、ビデオ通話可	600点

第3節 薬剤料

項目	主な要件	点数
使用薬剤料（所定単位につき15円以下の場合）	薬剤調製料の所定単位につき	1点
”（所定単位につき15円を超える場合）	”	10円又はその端数を増すごとに1点
多剤投与時の運搬措置	1処方につき7種類以上の内服薬、特別調剤基本料A・Bの保険薬局の場合	所定点数の90/100に相当する点数

第4節 特定保険医療材料料

項目	主な要件	点数
特定保険医療材料	厚生労働大臣が定めるものを除く	材料価格を10円で除して得た点数

介護報酬（令和6年6月1日施行分）

項目	主な要件、算定上限	単位数
居宅療養管理指導費、介護予防居宅療養管理指導費	《薬局の薬剤師の場合》	
① 単一建物居住者 1人	合わせて月4回まで（末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者、中心静脈栄養法の患者は週2回&月8回まで）	518単位
② 単一建物居住者 2~9人		379単位
③ 単一建物居住者 10人以上		342単位
④ 情報通信機器を用いた服薬指導		46単位
麻薬管理指導加算		100単位
医療用麻薬持続注射療法加算	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250単位
在宅中心静脈栄養法加算	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150単位
特別地域加算		所定単位数の15%
中山間地域等小規模事業所加算		所定単位数の10%
中山間地域等居住者サービス提供加算		所定単位数の5%

【当薬局における患者様に実費ご負担をいただくサービス等について】

○ 容器代	● 軟膏容器50gまで1個50円 100g：1個70円 ● 水剤容器 1本50円 点鼻容器 1本90円
○ 患者様希望による調剤した医薬品のご自宅への持参料	500円
○ オンライン服薬指導の際の調剤した医薬品の配送料	実費
○ 患者様希望による調剤した医薬品の配送料	実費
○ お宅にお伺いし、服薬管理指導を行う場合の交通費	片道 ● 2kmまで無料 ● 2~5km 500円 ● 5km超の場合1km毎に+50円
○ 患者様希望による一包化	7日分ごとに：340円